

【事案Ⅱ－7】入院・手術共済金請求

・平成31年3月14日 裁定申立ての取下げ

<事案の概要>

申立人は、告知書の各項目に該当するものがなかったことから、告知不要として、平成27年11月に申立人を共済契約者とするがん共済の契約手続を行った。

その後、平成29年5月に子宮頸部上皮内癌と診断されたため、被申立人に対し共済金を請求したところ、被申立人より告知義務違反による解除と判断されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人はがん共済のがん診断共済金および入院・手術共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

平成24年11月、A医院で行った妊婦検診で高度病変の疑いがあり、B大学病院を受診したが、医師より妊娠中のため明確な診断が出来ないとのことから出産後に検診を受け、異常なしの確定診断となった。

その後もがん検診を定期的を受けて異常は認められなかったが、平成29年5月の組織診で子宮頸部上皮内癌と診断され、入院および手術をした。

被申立人に対し共済金を請求したところ、契約の当時に事実を告知なされていないため、重要事実の不告知にあたり、共済契約については告知義務違反による解除とされた。

契約時の告知については、上記の理由から告知書の各項目に該当するものがなかったため、告知不要と判断したものであり、契約当時に告知（疑いを含む。）をいただければ、この共済契約は成立しなかったという被申立人の判断には不服である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1)「過去5年以内の腫瘍・ポリープ・異形成の診断・検査・治療」の告知について

B大学病院の回答書によると、申立人は平成24年11月に傷病名として「子宮細胞

診異常（ASC-H）」の診断を受けており、初診時より3～6ヶ月毎に定期検診を受けている。また、申立人は定期診察による経過観察を医師から伝えられている事実が確認された。

このことから、告知は「はい」とするべきところを、「いいえ」で告知されている。

申立人は、看護師であることから推認するに、「子宮細胞診異常（ASC-H）」と診断されたことを承知しているならば、告知の際に、告知書にある異形成に該当することを認識できたと考える。

(2) 「過去5年以内の病気・ケガでの7日以上の治療（経過観察を含む。）」の告知について

平成24年10月、A医院で「高度病変の疑い」の診断をされていること、B大学病院で「子宮細胞診異常（ASC-H）」の診断を受けていることから、検査の結果「異常を認めなかった」と診断されていたとしても、告知に該当するため、告知書には「はい」と告知するべきところを、「いいえ」で告知されている。

(3) 「過去2年以内の健康診断・人間ドック・がん検診受診」の告知について

申立人は「がん検診を定期的に受けていたが異常は認められなかった」ので、告知書は「いいえ」と主張しているが、B大学病院の平成29年12月の回答書によると、申立人は「定期診察による経過観察」を医師から伝えられている事実が確認されているため、検査結果の異常の有無にかかわらず、定期診察による経過観察を医師から伝えられている以上、告知書には「はい」とし、詳細記入をするべきところを、「いいえ」で告知され、詳細記入欄への記載がない。

(4) 結論

以上より、約款・事業規約の「共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合は、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。」との規定を適用し、共済契約の解除を主張する。

＜裁定の概要＞

被申立人提出の陳述書において、被申立人は、調査の結果、除斥期間内に申立人に書面にて告知義務違反解除を通知できなかったことが確定したため、がん共済契約を解除しないこととし、あわせて申立人の請求する共済金全額を支払う旨陳述し、これを受けて、申立人より、申立人の申立ての争点が解消されたとして、裁定申立取下書が提出され、これをもって、当該申立ての取下げとなった。